



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

上場会社名 株式会社ジーダット
代表者 代表取締役社長 執行役員 河内 一往
(コード番号 3841)
問合せ先責任者 取締役 執行役員 経営管理本部長 田口 康弘
(TEL 03-5847-0312)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 18 日の取締役会において、平成 29 年 6 月 14 日開催予定の第 15 期定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

業務執行取締役等であるものを除く取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、また優秀な人材を確保しやすくするように、業務執行取締役等であるものを除く取締役及び監査役との間に責任限定契約を締結するため、現行定款第 43 条第 2 項の規定を改正し、最低限度額の定めを整備するものであります。

なお、定款第 43 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 取締役、監査役の責任免除 第 43 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、 <u>法令に定める最低限度額とする。</u>	第 7 章 取締役、監査役の責任免除 第 43 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、 <u>100 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 14 日（予定）
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 14 日（予定）

以上